

別表第1（第5条関係）

交 付 基 準

区分	基準とする税目
新設	(1) 新築又は購入した建物に係る固定資産税 (2) 新築又は購入した事業所の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税 (3) 法人町民税
増設	新築又は購入した建物又は増築した建物の増築部分に係る固定資産税
改修	(1) 新築又は改築した建物に係る固定資産税 (2) 新築又は改築した事業所の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税
移転	(1) 新築又は購入した建物に係る固定資産税 (2) 新築又は購入した事業所の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税